



など僕は理解している訳ですけれども、この水道会計の中で一時借入金ってのは記憶にないんですけどこれはどういうことなのか説明していただきたいんですけど。

○生活環境課長（鈴木 悟君） 予算書の2ページの方にも一時借入金といたしまして、2ページの第5条のところで一時借入金「一時借入金の限度額は100,000千円と定める。」という風に定めさせていただいております。なお、こちらのものにつきましては、急遽資金繰りが悪くなった場合に限るという想定のものでございます。

○6番（渡辺文彦君） これは実際に動くって事じゃなくて、急遽動いた時に・・・1億円が動いた時にこの利息は発生するっていう・・・そういう想定のこと・・・わかりました。ちょっとその辺の意味がわからなかったもので、はい。

○議長（藤井 要君） 他に・・・。

他に質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第18号 令和3年度松崎町水道事業会計予算についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後 1時53分)

---